

# 水俣市建築物耐震改修促進計画素案についてのパブリック・コメント

## 実施結果及び市の考え方について

「水俣市建築物耐震改修促進計画素案」について、市民の皆さまからの御意見を募集しましたが、寄せられました御意見と、これらに対する市の考え方を下記のとおり掲載いたします。御意見をお寄せいただきありがとうございました。

### 記

#### 1 募集期間

平成29年7月3日（月）～平成29年7月31日（月）

#### 2 閲覧場所

市役所仮庁舎内（1階階段前、2階総務課行政資料閲覧コーナー、都市計画課窓口）、こどもセンター、市立図書館、総合体育館、総合医療センター、ふれあいセンター、もやい館、保健センター、おれんじ館、愛林館、湯の鶴温泉保健センター、市ホームページ

#### 3 御意見総数（意見提出者数）

提出	0件
郵送	0件
FAX	0件（0人）
Eメール	10件（1人）
計	10件（1人）

#### 4 御意見の取り扱い

意見を踏まえ、素案を修正・追加補足するもの	1件
今後の取り組みの参考とするもの	9件

## 1 パブリック・コメント意見に係る市の考え方

No	項目名とページ	意見	市の考え方
1	【ページ】 3 P  【項目名】 計画策定の概要	「地震災害に強い水俣市を実現することを目的とする。」とありますが、具体的にどのような状態を以って達成とするのか。計画の策定と最終年度にどの程度達成されたのかの評価が重要なのであって国の耐震基準に見合う一般戸建て住宅の耐震化率をたとえば 80%を目指すとして個人所有で費用も補助があるとしても個人負担で10年後に60~70%の達成率ならばやむおえないと考えますが、数値目標なり可視化された目標がなければ計画の目的、手段、実際の結果に至るプロセスが成立しないと考えます。	本計画は、建築物の耐震改修を促進することで、地震災害に強い水俣市を実現するための計画として位置づけています。 具体的な目標としては、国や熊本県の目標を踏まえて、平成 37 年度までに耐震性が不十分な住宅・特定既存耐震不適格建築物を概ね解消すること（最終目標）として設定し、これを実現するため、中間目標を設定しています。 中間時に計画の見直しを実施することで、目標の達成度や施策の実施状況を確認し、最終目標の達成を目指します。 <b>対象ページ：『3-3 耐震化の目標設定 (P31)』</b>
2	【ページ】 4 P  【項目名】 計画策定の概要	国・県の耐震化率の目標数値がいくつなのか不明です。また中間年次の平成 33 年度を目処に計画の見直しをするというのがこの間にオリンピックもあり資材の高騰は明らかであるが目標が達成しない場合には、国・県の達成率よりも低い水準に下方修正するということでしょうか。	国・県の耐震化率の目標数値は、「3-3 耐震化の目標設定 (P31)」に記載のとおり、国では住宅の耐震化率を平成 32 年までに少なくとも 95%、平成 37 年までに概ね解消という目標が掲げられており、県では、平成 37 年度までに耐震性が不十分な住宅・特定既存耐震不適格建築物を概ね解消することを目標としています。 中間目標の設定については、ご指摘のような背景及び社会情勢の変化を把握したうえで、計画の進捗や達成度の確認を行い、達成率が低い場合には、より効果的な施策の追加、計画の見直し等を検討し、平成 37 年度での目標達成を目指したいと考えています。 <b>対象ページ：『3-3 耐震化の目標設定 (P31)』</b>
3	【ページ】 5 P  【項目名】 計画策定の概要	第 2 号特定既存耐震不適格建築物に分布図で見える限り JNC およびチッソ水俣工場、JNC 開発工場は、含まれていないようですが理由は何でしょうか。調査されたうえで、適格としたか法令上該当しないということでしょうか。（p6 第 6 条代 2 項第 3 号には工場がありません。）	第 2 号特定既存耐震不適格建築物は、「政令で定める数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物」という基準で熊本県によるリストに準拠しております。 政令で定める数量については、『資料編 関係法令等 (2) 建築物の耐震改修促進に関する法律施行令 (P72~73)』の記載のとおりであり、分布図上は縮尺の問題で確認しにくいですが、JNC 水俣工場、JNC 開発工場共に対象としております。 <b>対象ページ：『3-1 2) ②第 2 号特定既存耐震不適格建築</b>

			物（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物） （P26～27）』
4	【ページ】 7 P  【項目名】	JR 水俣駅→肥薩おれんじ鉄道水俣駅	ご指摘ありがとうございます。 こちらの確認漏れでしたので、修正させていただきます。  対象ページ：『1-4 対象建築物（P7）』
5	【ページ】 31 P  【項目名】 建築物の耐震化の現状と目標の設定	概ね解消ないし 85～90%の解消は、他頁にあるように居住者のいない木造家屋など解消可能か具体的な方策があるのでしょうか。	ご指摘のとおり、目標達成に向けて、居住者のいない木造家屋の取扱いは、大変重要な課題として考えています。 今後は、空き家対策等に関する部署と連携し、そのまま放置すれば倒壊する恐れがある等、著しく保安上危険な状態等として認められる空き家の早期除却等を検討するとともに、利活用できる空き家については、空き家バンクへの登録の他、有効活用を推進していきたいと考えています。  対象ページ： 『5-1 4) 空き家対策と耐震化率（P43）』
6	【ページ】 31 P  【項目名】 建築物の耐震化の現状と目標の設定	他頁もありましたが、市役所や旧三中校舎は、建替え利用法検討、撤去というのは、妥当と思います。ただ、その場合に旧湯出中校舎はどうなるのでしょうか。	旧湯出中校舎は、1984年に建築しているため、新耐震基準建築物であり、耐震性を有する建築物として捉えています。現在は地域で管理する避難所となっており、今後も引き続き避難所として利用する方針です。  対象ページ： 『3-1 2) ①第1号特定既存耐震不適格建築物（多数の者が利用する建築物）（P24）』 『3-3 2) ①第1号特定既存耐震不適格建築物（多数の者が利用する建築物）（P33）』
7	【ページ】 40 P  【項目名】 耐震化に関する基本方針	一般の建築物ではありませんが水俣川を通行する橋梁が落ちた場合、第一次緊急輸送道路が寸断されて避難、救急、消防に齟齬を来しますがこの点の心配は大丈夫なのでしょうか。また、多くの工場名を知らないために代表で挙げますがチッソ工場や新栄合板などの工場は、地震後の火災等で国道3号線を寸断することにならないのでしょうか。	貴重なご意見ありがとうございます。 本計画においては、緊急輸送道路となる国道・県道沿いの建築物耐震化による道路の通行確保を目的としています。 ご指摘のとおり、橋梁自体の耐震化も当然必要であり、これにつきましては道路管理者となる部署で定期点検や補強など各対策を進めていますので、連携した取組みを検討いたします。 また、工場の火災等につきましては、必要に応じて各工

			<p>場の安全対策等を確認するとともに、地震発生はもとより、通常の防火対策の徹底・強化を図ることで、火災防止に努めたいと考えています。</p> <p><b>対象ページ：</b> 『4-5 緊急輸送道路（地震発生時に通行を確保すべき道路）(P40)』</p>
8	<p>【ページ】 42P</p> <p>【項目名】 耐震改修のための総合的な取組み</p>	<p>ハザードマップによる意識啓発とありますが、実際に陣内 2 丁目の一部斜面地域には、斜面倒壊の危険地域としての警告の看板があったかに記憶しています。優先順位を決めて大幅な特例措置で斜面の補修等必要な気もします。</p>	<p>斜面崩壊等の土砂災害に関しましては、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が設定されており、危険の周知や安全確保対策等、各関係部署で取組みを実施しています。</p> <p>今後も、大規模地震を要因とした土砂災害発生時の既存住宅への著しい被害の防止や、警戒避難体制の整備等、関係機関と連携して災害防止対策を図っていきたいと考えています。</p> <p><b>対象ページ：</b> 『5-1 1) 地震ハザードマップ等による意識啓発 (P42)』 『5-5 10) 横断的な取組みによる安全対策 (P53)』</p>
9	<p>【ページ】 49P</p> <p>【項目名】 耐震改修のための総合的な取組み</p>	<p>「津波避難ビルの確保」ともありますが、新市庁舎建設場所の旧庁舎位置も六ツ角周辺もビル1階は、水につかった筈で新庁舎建設からひばりが丘を早々に外したことや袋・月浦地区の避難場所が海に近い袋小中体育館に設定されているなど担当部署が違うかもしれませんがやむおえない事情があるのかもしれませんが疑問点が浮かびます。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>避難所の指定につきましては、災害対策基本法改正によって、切迫した災害の危険から逃れるための指定緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための指定避難所が明確に区別されています。</p> <p>避難の際には、災害の種類や発生箇所、規模等を含めて、災害発生時の状況に応じた避難が必要であり、「津波避難ビルの確保」とともに、災害時に適切に避難者を誘導する等、避難計画の徹底を図っていきたいと考えています。</p> <p><b>対象ページ：</b> 『5-5 地震時の総合的な安全対策 (P49)』</p>
10	<p>【ページ】 50P</p> <p>【項目名】 耐震改修のための総合的な取組み</p>	<p>密集住宅地の耐震化・不燃化の促進とありますが、その中で道路・公園等の整備とありますが水俣の都市計画の基本は、昭和10年代の深水吉毅町長時代に考え抜かれて作られたもので戦時期の動員の結果として道路整備がなされたもので基本的な施設や道路はこれ以上つくるのが難しいのではないかと考えます。</p>	<p>お尋ねの箇所は、新たに道路や公園等を作ることではなく、建築物の耐震化以外に、不燃化の促進による延焼防止対策、道路拡幅や密集地の建築物除却によるポケットパーク化等、さまざまな手法を組み合わせ耐震改修の促進を検討することで、密集市街地の安全性向上につなげたいと考えています。</p> <p><b>対象ページ：『5-5 密集市街地等における安全対策(P31)』</b></p>

2 パブリック・コメント手続き後に、内容を修正した箇所については次のとおりです。

素案 頁	修正前	修正後
P 7	・本市の特定既存耐震不適格建築物は、昭和56年以前に建てられたものが多く残っており、 <u>JR水俣駅</u> 周辺から丸島町、浜町、平町にかけての中心市街地に集中している一方、湯出・久木野の中山間部にもみられる。	・本市の特定既存耐震不適格建築物は、昭和56年以前に建てられたものが多く残っており、 <u>肥薩おれんじ鉄道水俣駅</u> 周辺から丸島町、浜町、平町にかけての中心市街地に集中している一方、湯出・久木野の中山間部にもみられる。